

9～10世紀頃には多くある。秀郷は源通の娘を妻としたが、秀郷の父や祖父は鳥取氏や鹿島氏以外の有力氏族とも姻戚関係を結んだと想定する。

また秀郷は中央の貴族とも関りがあった。『貞信公記抄』天曆元年(947)閏七月二十四日条には、秀郷が将門の兄弟の謀反情報を権中納言である源高明を通じて朝廷に奏上したという記事があり、秀郷は中央の権門である源高明と誼を通じていたことがわかる(野口2001)。藤原忠平を私君とした将門と同様に秀郷も王臣家家人の一面をもつといえる。強大な軍事力・経済力だけでなく、このことが群党(盗)の時期に追捕対象¹⁾となりながらも、下野国府側と対等以上に交渉・対抗できた理由の一つとみる。秀郷の祖父・父の豊沢・村雄も権門とつながりがあり、都と下野を往還したと想定する。秀郷と高明の関係は子の千晴に引き継がれた。千晴は安和の変により失脚するが、それまでは中央官人としても活躍した。このように地方に下向した貴族が王臣家勢力を梃子に再度、中央政権に取り入ることは、秀郷周辺に限ったはなしではない。なお千晴が中央官人の地位を得たとしても、秀郷流藤原氏は下野や武蔵など坂東における権益を手放したわけではなく、軍事力・経済力の源泉として掌握し続けた。秀郷流藤原氏の族長権は千晴の弟の千常に引き継がれ(野口2001)、この後小山・下河辺・長沼・結城など多くの武家が輩出した。しかし失脚した千晴からも子孫に平泉の奥州藤原氏が出現し、歴史的に大きな足跡を残している(森2023)²⁾。

次に秀郷の母方の系譜である鳥取氏についてみていく。鳥取氏は九州から東北まで分布するが、山本昭はその本貫地が和泉や河内という畿内であったと考察している(山本1987)。鳥取氏の氏姓の始めは『日本書紀』・『古事記』にみられる垂仁天皇の捕鳥伝説である。このときの記載に「鳥取造」とあるが、やがて鳥取連という氏姓名になる。『日本書紀』にみえる鳥取部は鳥取造の部民であり、鳥養部も鳥取部と関係する部民である。なお鳥取の別名に捕鳥があり、『日本書紀』には物部守屋の資人である捕鳥部万の名がみえる。また山本は河内国大県郡にある鳥坂郷および鳥坂神社の「鳥坂」について、同郡に鳥取郷があることから鳥取と関連する名称としている。

鳥取部は愛玩・祭祀用の水鳥などを捕まえる部である。また鳥養部は捕獲した鳥を飼育し、養う部である。古墳時代の祭祀では鳥の存在が大きく、それは鳥形埴輪の盛行にあらわれている。鳥取氏の出発点も鳥をめ

ぐる祭祀にある。しかし山本昭は捕鳥伝説における出雲との関りから、鳥をめぐる祭祀とともにあるいはそれ以上に鉄生産とのかかわりが強いと考察した(山本1987)。

鳥にかかわる祭祀については、奈良・平安時代の木製模造品に鳥形があることから、奈良・平安時代にも続いていたことがわかる。『続日本紀』神龜三年(726)二月辛亥条には、出雲国造に新任した出雲臣広嶋が朝廷に白鵠ほかを献じた記事がある。また『延喜臨時祭式』にも出雲国造が神寿詞を奏し、白鵠二翼を貢上することが記されており(志田1985)、文献史料からもうかがえる。さらに『将門記』において将門が常陸国府を襲った件のなかに、「鶏儀」の文言がみえる。「鶏儀」とは鳥の骨で占う鶏卜のことであり、亀の甲羅で占う「亀甲」とともに記されている。このことから10世紀前半に至っても一国の祭祀に鳥骨が使用されていたことがうかがえる。しかし『将門記』は史書であるとともに文学作品でもある。対句であることから、この記述は作者の教養による粉飾、すなわち事実ではない可能性もある。

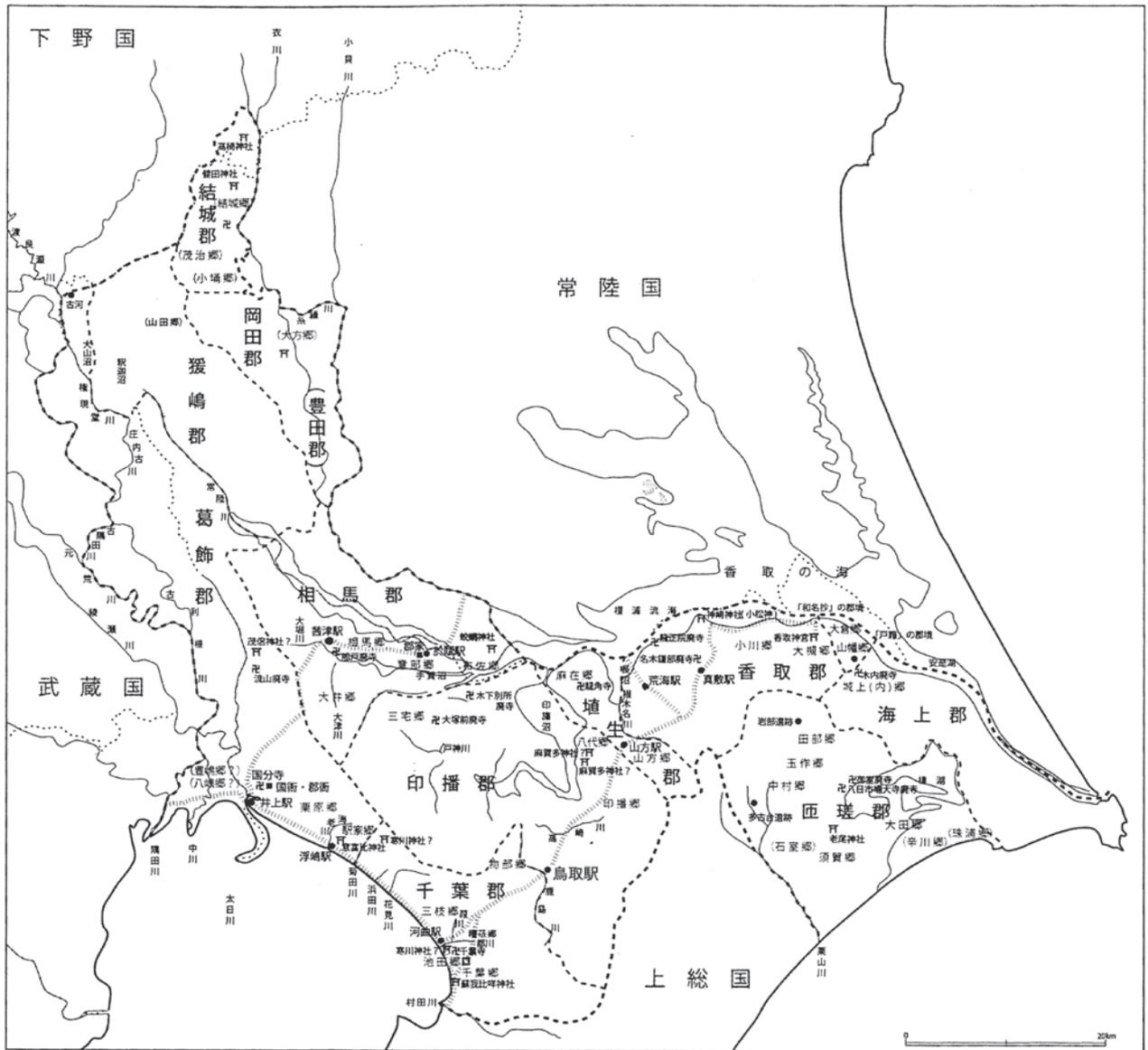
『将門記』の記述については検討が必要であるが、鳥の祭祀は奈良・平安時代においても継続していた。ただし祭祀の執行者が鳥取氏以外にも存在するため、本稿では奈良・平安時代の鳥取氏と鳥の祭祀を直接結び付けることはしない。また鳥取氏と鉄生産の関係についても不明瞭とみるため、ここでは言及しない。

いずれにしても鳥取氏は畿内を本貫とする古墳時代以来の長い伝統をもつ氏族である。その一派が奈良・平安時代あるいは古墳時代にさかのぼるのかもしれないが、下野国に下向・土着して地方氏族となり、秀郷の母方の系譜を構成した。

2 鳥取駅と下総国印播郡鳥矢郷

「鳥取」という名称は下総国にも存在する。古東海道の駅家の一つである鳥取駅である(第2図)。なお古代の鳥取駅は参河国にも存在する。本稿で対象とするのは下総国の鳥取駅であり、以後、単に鳥取駅と記述した場合、下総国の鳥取駅を指す。

東国の駅家では日立市長者山官衙遺跡の調査成果が特筆される(猪狩・大滝2017)³⁾。この遺跡では、幅5.5～6.7m(一部が最大16.5m以上に拡幅)の東海道常陸路とみられる古代官道に東接する方形(不整形形状)の区画溝内から、主として8世紀中葉～9世紀中葉にかけての掘立柱建物群が見つかった。方形区画の



※利根川東遷以前の流路は17世紀初頭の流路(大熊1981)。
 ※東京湾の海岸線は16世紀の海岸線(杉原1971)をもとに復元。

----- 国境 - - - - - 郡境 駅路
 都県境 ——— 河川

第2図 下総国の郡・郷(里)と駅家(吉村2019文献から転載)

規模は東西134~165m、南北110~116mで、駅路拡幅部分に隣接する。東方は太平洋である。見つかった掘立柱建物の数は8棟以上で、建て替えを含めるとそれ以上である。掘立柱建物群は南側を開口する「コ」の字形配置をなす。この内容と遺跡の位置および地名から、『常陸国風土記』にみえる「藻島駅家」に比定される遺跡である。この遺跡では掘立柱建物群の後も「コ」の字形配置をとる礎石建物群が建設されており、その時期は9世紀中葉から10世紀以降まで続くと考えられている。藻島(嶋)駅家は弘仁三年(812)に廃止されるので、礎石建物群は多珂郡正倉別院の可能性が指摘されている。なお『続日本紀』には養老三年(719)、北方の石城国の海道に10か所の駅家が設置さ

れたとあるので、藻島駅家の設置はそれ以前になるだろう。この長者山官衙遺跡の調査成果は、東国における今後の駅家研究の基準・指針となるものとみる。

下総国の駅家ではこのような遺構は未発見であり、鳥取駅家も同様である。房総の駅路を考察した山路直充はその比定地を現在の佐倉市木野子・神門周辺としている(山路2001)。鳥取駅は河曲駅と山方駅の中間に位置する。河曲駅と山方駅もその様相は不明瞭であるが、鳥取駅の比定地は両駅の比定地の中間的なところにある。本稿では山路の考察にしたがい、鳥取駅は木野子・神門周辺に存在するとして稿を進める。

古代甲斐国山梨郡と八代郡の境界を検討した末木健は、その境が古代官道の甲斐路であると考察した(末

木2022)。下総国においても国界であるが、下総と下野間の一部は道路と推定されている（木下1989）。また下総・上総の東部をみると、太平洋に注ぐ栗山川下流は下総と上総を分ける国境の河川である。筆者はその支流である多古橋川は下総国の河川であり、同じく支流の高谷川は上総国の河川と考えている。多古橋川から延びる支谷とそれを臨む台地は下総国側の土地であり、高谷川から延びる支谷とそれを臨む台地は上総国側の土地である。したがって下総国と上総国の国境の一部は両河川にはさまれた台地上に存在する道路と考える。国境の道路であれば東海道の準じる高規格道路であり、両側に側溝をもつ幅員の広い道路と想定する。日本全体をみると、服部昌之は地形図の観察から摂河泉、備前・備中・備後、筑前・筑後・肥前における直線的な国境道路の存在を考察している（服部1975）。

末木はまた甲斐路に存在する加吉駅が都留郡、川口駅が八代郡、水市駅が山梨郡に配されたことによって、各郡の駅家経営の負担を平準化したと考察した。下総国においては葛飾郡・香取郡・相馬郡が郡内に2駅をもつことから、末木の考察をただちに下総国にあてはめることは危険である。しかし鳥取駅が鹿島川の左岸である千葉郡側でなく、右岸である印播郡側に位置するのは、このような配慮があるのかもしれない。

ところで『和名抄』には下総国印播郡（『和名抄』では印幡郡）の一つに鳥（鳴）矢郷がみえる。この「鳥」の字の共通性などから鳥取駅は印播郡鳥（鳴）矢郷内にあるとみる。なお志田諄一・山本昭はすでにこのことについても言及している（志田1985、山本1987）。鳥取駅が鳥（鳴）矢郷内にあるとすると、その比定地である木野子・神門周辺は印播郡鳥（鳴）矢郷内ということになる。この鳥（鳴）矢郷の郷域については次項で述べる。

次に鳥（鳴）矢郷の名称をみていく。志田は「鳥矢」について本来は「鳥屋」であったと考察している（志田1985）。「鳥屋」は鳥取部が捕獲した鳥を、鳥養部が管理・飼養する小屋・施設である。「屋」と「矢」の音韻が共通することから「鳥矢」となり、さらに「鳥」に口偏がついて「鳴矢」となった。この「鳴矢」は「鏑矢」の意味である。最終的に鏑木となり、現在の佐倉市鏑木町がその遺称である。以上から「鳥矢」という名称は鳥取と深くかかわるとみる。

「鳥矢」にかかわる名称の変遷をまとめると「鳥屋」→「鳥矢」→「鳴矢」→「鏑矢」→「鏑木」となる。

「鳥」は古墳時代以来の古い信仰にかかわる文字である。「鳴矢」は飛鳥時代以降の新しい動静にかかわる文字であろうか。弓射騎兵の重要性の増大にともない、鳴鏑が多く使用されていった経緯が影響しているとみる。

ただし以上は理論上の考えである。『和名抄』に「鳥矢」・「鳴矢」が併記されていることから、名称の変遷が上記のような時系列であったかどうかはわからない。また郷（里）名は鳥屋の意味をもつとしても当初から「鳥矢」であり、「鳥屋郷（里）」の表記は存在しなかった可能性がある。

以上から鳥（鳴）矢郷の郷名について、本稿では以後、「鳥矢」で統一する。またその読みについては「とや」とする。「とや」については『萬葉集』巻十四（高木ほか1960）の相聞歌3529に「等夜の野」という文言があり、鳥矢郷にあたるという説がある（宮原2001）。この説が妥当であるならば、鳥矢郷については「鳴矢」よりも「鳥矢」が本来的といえる。なお「かぶら」について、筆者は下総国匝瑳郡珠浦郷の地名も珠浦（たまうら）→株浦（かぶら）→鏑木（現旭市・旧干潟町）と変遷すると想定している（糸川2020）。

印播郡鳥矢郷が「鳥屋郷（里）」の意味であったとすると、鳥矢郷（里）⁴¹ およびそれ以前の周辺地域に実際に「鳥屋」が存在した可能性がある。もし「鳥屋」が実在したとすると、鳥にはハクチョウなどの水鳥が含まれるので、鹿島川や高崎川などの河川沿いやかつて存在した可能性がある湖沼際などに設置されたとみる。なお下総・常陸はハクチョウの飛来地域の一つである。

ただし鳥矢郷（里）については下総国印播郡に下向・土着した鳥取氏が、かつての氏族の職掌上、重要な施設を郷（里）名としたことも想定されるので、郷（里）成立時に施設としての鳥屋は存在していなくてもよいかもしれない。しかし鳥取駅の駅名および鳥矢郷の郷名のセット関係から、鳥矢郷周辺には鳥取氏が居住していたとみる。

3 鳥矢郷を中心とする周辺各郷の郷域（第3図）

本項では鳥矢郷の郷域について検討する。筆者は先述の佐倉市木野子・神門周辺から北方にある現在の佐倉市寺崎・大崎台周辺の範囲を鳥矢郷の主な範囲とみる。地形からみると、鹿島川中流右（東）岸、鹿島川に注ぐ高崎川下流左（南）岸、高崎川支流の南部川左



第3図 烏矢郷周辺の集落・印播郡南部の郷と主要集落

(西) 岸地域である。

鳥矢郷近隣の郷としては、印播郡長隈郷・余戸郷・日理郷、千葉郡物部郷・山梨郷がある。それら各郷の郷域をみる。長隈郷は遺称地である佐倉市長熊から高岡にかけてが中心地であるが、長熊は郷域内では比較的南東に寄ったところとみる。郷域は長熊・高岡などの高崎川下流右(北)岸地域から北西に延びて、佐倉市飯野などの鹿島川下流右(東)岸地域に及ぶとみる。なお現在の佐倉市鑄木町については「鳥矢」が変遷した地名と先述したが、高崎川の北岸地域であることから、筆者は長隈郷内とみている。高崎川は房総では比較的大きな河川であり、ここで郷は分断されるとみる。隣接する郡郷名は他郡郷の領域内に遣る場合がしばしばある⁵⁾ ため、これもそのような事例の一つと考える⁶⁾。

余戸郷の郷域は高崎川中流左岸から南方とみるが、周囲の他郷との境界はかなり不明瞭である。遺称地である佐倉市天辺は余戸郷の郷域内とみられているが、鳥矢郷に近い鳥矢郷の郷域内の可能性もある。なお佐倉市岩富周辺のうち北側については神門に近いため、鳥矢郷に含める。その南方の岩富町は鹿島川支流の弥富川右(北)岸地域であるが、余戸郷か鳥矢郷か断定しがたい。余戸郷については本来的に他郷との境界に不明瞭な部分があり、またいわゆる公私共利の地と接したり、混在する場合もあるとみる。

日理郷については鹿島川下流左(西)岸から、手繰川左(西)岸の範囲まで含むとみる。手繰川周辺について兩岸を郷域とみるのは、西方に位置する村神郷の郷域とのバランスによる。

千葉郡物部郷は遺称地が四街道市物井である。鹿島川下流から中流にかけての左(西岸)を主体とする地域である。

千葉郡山梨郷は鹿島川支流の小名木川をはさんで物部郷の南方に位置する。四街道市山梨が遺称地であり、鹿島川中流左(西)岸を主体とする地域である。物部郷および山梨郷は南西にある千葉郡三枝郷や糟瓜郷方面に向かって若干延びていくが、主体は物井と山梨である。なお内田端山越遺跡(第3図外)などが所在する弥富川左(南)岸の佐倉市飯塚地区周辺については、山梨郷内と想定する。この千葉郡の両郷の主要地域は鳥矢郷の西方・南西方に位置する。

以上、鳥矢郷および周辺各郷の郷域をとりあげた。筆者がもつ印播郡南部の郷域についてのイメージは小牧美知枝の考察(小牧2014)に近い。小牧は印播郡南

部・東部から埴生郡について各郷の主要範囲を言及し、また小牧論考2014の図48に図示している。しかし筆者が長隈郷内とみる佐倉市鑄木町については、遺称地から鳥矢郷内としている。この点は小林信一も同様である(小林2014)。鑄木町周辺については山路直充や木原高弘は筆者同様、長隈郷内とみており(山路2014、木原2020)、研究者間で見解が分かれている。また小牧は各郷の郷境にあたる周辺地域についてはとりあげていない場合がある。

里(五十戸)の出発点は人的把握であり、境界の区画を強く意図したものではない。しかし後期評制頃から区分が生じてきた。それは河川などにより明瞭に線状の場合があるが、現代の行政界のようにすべてにおいて明確なものではない。帯状の場合もあれば、公私共利の地に接する場合は意識されていなかったこともあるとみる。また具体的な様相は文献史料にもほぼ残されていない。墨書土器などの考古資料によってある程度推測できる場合があるが、モノは移動が可能のため郷名が記載されていても、出土地の郷ではない場合もある。以上から場所によってはどこの郷に帰属するのか迷う場合も多々ある。筆者の提示も仮説である。このような事情により、小牧は各郷の境に線引きしていない。それは小牧に限らず多くの研究者も同様であり、かつて東総三郡の各郷をとりあげた筆者も郷境の図示まではしていない(糸川2020・2021)。しかし郷の境にあたるようなところが、どこの郷に帰属するかイメージすることは村落レベルの研究にとって必要なことと考える。

筆者は長隈郷の郷域について佐倉市長熊・高岡周辺から飯野周辺とした。これに対し、木原高弘は現酒々井町の高崎川北岸地域を長隈郷の郷内としている(木原2020)。筆者は長隈郷については長熊から若干東方に延びる可能性はあるものの、下流を除く高崎川北岸地域の多くは印播郷内とみている。木原はまた印播郷の郷域について、成田市台方・大袋など江川流域の地域としているが、筆者はそれはほぼ八代郷と考える。とくに台方は八代郷の遺称地である成田市八代に近く、台方下平Ⅱ遺跡Ⅰ区-75号竪穴建物からは、8世紀末頃の土師器杯底部外面に「八代」と墨書された土器が出土している(松田2005)。このことから台方は八代郷内の可能性が高いとみる。木原は八代郷の郷域について言及していないが、木原の把握では八代郷がかなり狭域となる⁷⁾。

印播郷と八代郷の境は不明瞭であり明確な根拠はな

いが、筆者は酒々井町伊篠あたりまで印播郷とみている。また八代郷については伊篠北方の成田市飯仲・大袋周辺から八代周辺までを主要地域とみる。八代郷は東方に延び、久能遺跡群のある富里市久能周辺まで含むとみる。久能の北東方は根本名川上流をはさんで成田市川栗であるが、殖生郡山方郷の郷家集落をもつ地域とみる。印播郷も東方の高崎川上流に延び、富里市新橋周辺は印播郷内とみる。印播郷はさらに吉川窯のある富里市吉川周辺まで及ぶ可能性があるが、このあたりまでくると余戸郷との境界が不明瞭である。

さてこれまで印播郡南部・東部の各郷の郷域について検討してきたが、ここであえて別案を考えてみる。焦点は佐倉市飯野など鹿島川下流右（東）岸地域である。鎗木町からつづくこの地域を鳥矢郷内とみる考えであり、これは天野努の論考（天野2007）中の図1に示された考えに近い。先述した小牧や小林の考察も鎗木町周辺を鳥矢郷内とみるのであれば必然的にこの地域も鳥矢郷となるのかもしれないが不明瞭である。この考えをとると、長隈郷の郷域は木原の提示に近いものとなる。しかし木原や山路直充は鎗木町周辺について筆者同様、長隈郷内としており、郷域の把握は概して混沌とした状況である。成田市台方についてはなお八代郷内とみるが、大袋については印播郷内の可能性が高くなり、山路・木原の考察に重なってくる（山路2014、木原2020）。筆者は成田市大袋腰巻遺跡について八代郷内の主要集落の一つとみているが、別案では印播郷内の主要集落の可能性もでてくる。別案でみると高崎川北岸から印旛沼南東部周辺の郷は、南から長隈郷・印播郷・八代郷となる。

筆者はこの案では上記三郷の南北間が狭くなり、地形区分上からも把握しがたいとみる。しかし今後、佐倉市飯野地域周辺で鳥矢郷内であることを示す墨書土器などの出土があった場合、上記三郷については山路・木原の案が妥当であり、筆者の案は見直さざるを得なくなる。天野もまた明確に言及していないが山路・木原に近いとみる。現状では筆者はこの案を採らないが、ここで強調したいのは、鹿島川下流右（東）岸地域の帰属郷を考えることは、大袋腰巻遺跡など大袋や飯仲に所在する遺跡群の帰属郷の把握にもつながるということである。これは印播郡南部・東部の集落研究にとって大きい問題である。

筆者の郷域にたいする根拠については、まず遺称地を重視するが、先述のように隣接郷から移ったとみる場合がある。墨書土器などの出土遺物も重視するが、

これも出土地以外の他郷からもたらされた場合がある。また地形については河川を重視し、河川で分ける場合が多いが、これも河川の両側を含める場合がある。郷域把握の判断基準に例外を認めるが、それが古代の郷（里）の実態と考える。また当然のことながらときの推移とともに郷（里）域は変動する。広域になる場合が多かったとみるが、再編等により郷（里）が消滅する場合もあった。つきつめれば『和名抄』時点での郷域のバランスであり、郡内やその周辺の広域を俯瞰した見方である。

郷域の比定についてはある程度広域を俯瞰しなければ、ひとつの郷が極端に狭域になったり、あるいはどこにも比定するところがないという危機的状況に陥る場合がある。これはもちろん印播郡だけの問題ではない。しかし比定地が見当たらない場合はともかく、本来的に狭郷・寛郷という面積の差がみられる場合がある。筆者は郷域のバランスを重視するが、あまり考慮する必要はないという見方もあるだろう。

以上みてきたように印播郡南部・東部の郷域については、一致点はあるものの完全に統一された研究状況ではない。新出の文字資料の出現や今後の研究の進展に期待する。

4 鳥矢郷の主要集落について

(1) 鳥矢郷周辺の集落遺跡（第3図）

鳥矢郷周辺及び周辺他郷の主な集落遺跡などの分布を第3図に掲載した。そのうち六崎大崎台遺跡（以下、大崎台遺跡）と寺崎向原遺跡（以下、向原遺跡）については鳥矢郷の主要集落とみるため後述する。しかしそのほかの遺跡については、鳥矢郷の主要集落および鳥取駅関連という観点からは詳細に記述するところがほぼないため、分布図に位置だけを掲載した。以下に分布図の遺跡番号と遺跡名の対応関係を記す。また報告書など出典の文献については一部を除いて省略した。

- 1 大崎台遺跡
- 2 向原遺跡
- 3 上城堀遺跡
- 4 太田・大篠塚遺跡
- 5 城番塚遺跡
- 6 城次郎丸遺跡
- 7 宮本宮後遺跡
- 8 高崎新山遺跡
- 9 六拾部遺跡
- 10 南広遺跡
- 11 栗野遺跡
- 12 松向作遺跡
- 13 立山遺跡
- 14 腰巻遺跡
- 15 明代台遺跡
- 16 岩富町木戸遺跡
- 17 岩富漆谷津遺跡
- 18 天辺松向遺跡
- 19 高岡大山遺跡
- 20 高岡新山遺跡
- 21 長熊廃寺
- 22 北大堀遺跡
- 23 本佐倉大堀遺跡
- 24 八木山ノ田遺跡
- 25 尾上木見津遺跡・駒詰遺跡
- 26 新橋高松遺跡
- 27 飯積原山遺跡
- 28 塚越遺跡
- 29



第4図 六崎大崎台遺跡遺構全体図 (柿沼ほか1985文献から改図転載)

吉川窯跡 30 台方下平Ⅰ遺跡 31 台方下平Ⅱ遺跡
32 大袋腰巻遺跡 33 江原台遺跡 34 臼井屋敷跡
遺跡 35 上谷遺跡 36 上志津干場遺跡 37 稲荷塚
遺跡 38 小屋ノ内遺跡 39 南作遺跡 40 坂戸清
水作遺跡 41 坂戸広遺跡

(2) 大崎台遺跡 (第3図・第4図) (柿沼ほか1985・
1986、内田2014a)

大崎台遺跡および向原遺跡は鹿島川右(東)岸・高
崎川左(南)岸に位置し、高崎川が鹿島川に流入する
合流地点を臨む台地上に立地する。両遺跡の立地地点
は交通上の要衝である。鳥矢郷の郷域のなかではもっ
とも北側に位置する。

大崎台遺跡で見つかった奈良・平安時代の竪穴建物
の数は158棟、掘立柱建物は72棟である。掘立柱建物
の集中範囲周辺を上方から俯瞰すると、やや崩れてい
るが「口」の字形の形態を呈する(第4図)。明瞭な
開口部は見当たらず、「口」内の広場空間も不明瞭で
ある。「口」の字部分では掘立柱建物と奈良時代の竪
穴建物の重複も著しい。これは竪穴建物・掘立柱建物
ともいくつかの時期変遷があることを示すものである。
重複が著しいが、「口」字形態周辺における奈良時代
の竪穴建物の向きをみると、多くが掘立柱建物の向き
と一致しており、両者が一体となって機能した様相が
うかがえる。

出土遺物から、第4図に7世紀末～8世紀前葉頃に
比定できる竪穴建物の分布状況を図示した(濃い網の
もの)。この時期の竪穴建物群は「口」字形掘立柱建
物群の周囲とその北方にやや多い。またやや離れて
北方西側と、数は少ないが東方・南東方にもみられる。
奈良・平安時代集落は古墳時代後期から続くが、古墳
時代後期の竪穴建物の数量はやや少ない。古墳時代後
期以降の大崎台遺跡が隆盛になるのは7世紀末からで
ある。評里制が成立した頃に集落は比較的広域に展開
していた。

この時期の竪穴建物群のうち496号は、「口」字形掘
立柱建物群の内部に位置し、向きも多くの掘立柱建物
と整合する。建物の規模は6.7m×6.3mであり、比較
的大型である。有力者の住まいか、あるいは魚酒提供
のための竈屋など集落全体に関わる機能をもつ建物と
みる。周囲の掘立柱建物とともに初期の建物群におけ
る主要な建物の一つである。掘立柱建物の時期につい
ては、出土遺物が少ないため比定が難しいが、この
496号の様相から、建物群の建設は8世紀前葉頃には
始まっていたとみる。

「口」字形内部の東側に位置する504号竪穴建物から
は鉄製轡1点・銅製丸軛1点が出土した。伴出の須恵
器杯から504号の存続・廃棄時期は8世紀中葉から後
半頃とみる。規模は5.7m×5.9mで比較的大型である。
496号の東方に向きをそろえるように位置する。496
号の機能を引き継ぐ建物とみる。504号も周囲の掘立
柱建物とともに主要な建物の一つである。轡の出土か
ら、大崎台遺跡には馬が存在したことがわかる。504
号竪穴建物の規模が大きいかことや集中する建物群のな
かに位置することから、馬については大崎台遺跡にお
ける有力者の使用や、集落を訪問した郡役人級の人物
が利用したことなどを想定する。また馬小屋などの施設
は不明瞭であるが、馬が飼育されていたとみる。

掘立柱建物のうち33号建物は3間×3間の総柱建物
である。方形で、「口」の字形の南辺中央に位置する。
柱間が均一であるため、倉庫の可能性が高い。

やや崩れているが「口」字形配置建物群を中心とす
る建物群は、鳥矢郷(里)全体の管理施設とみる。

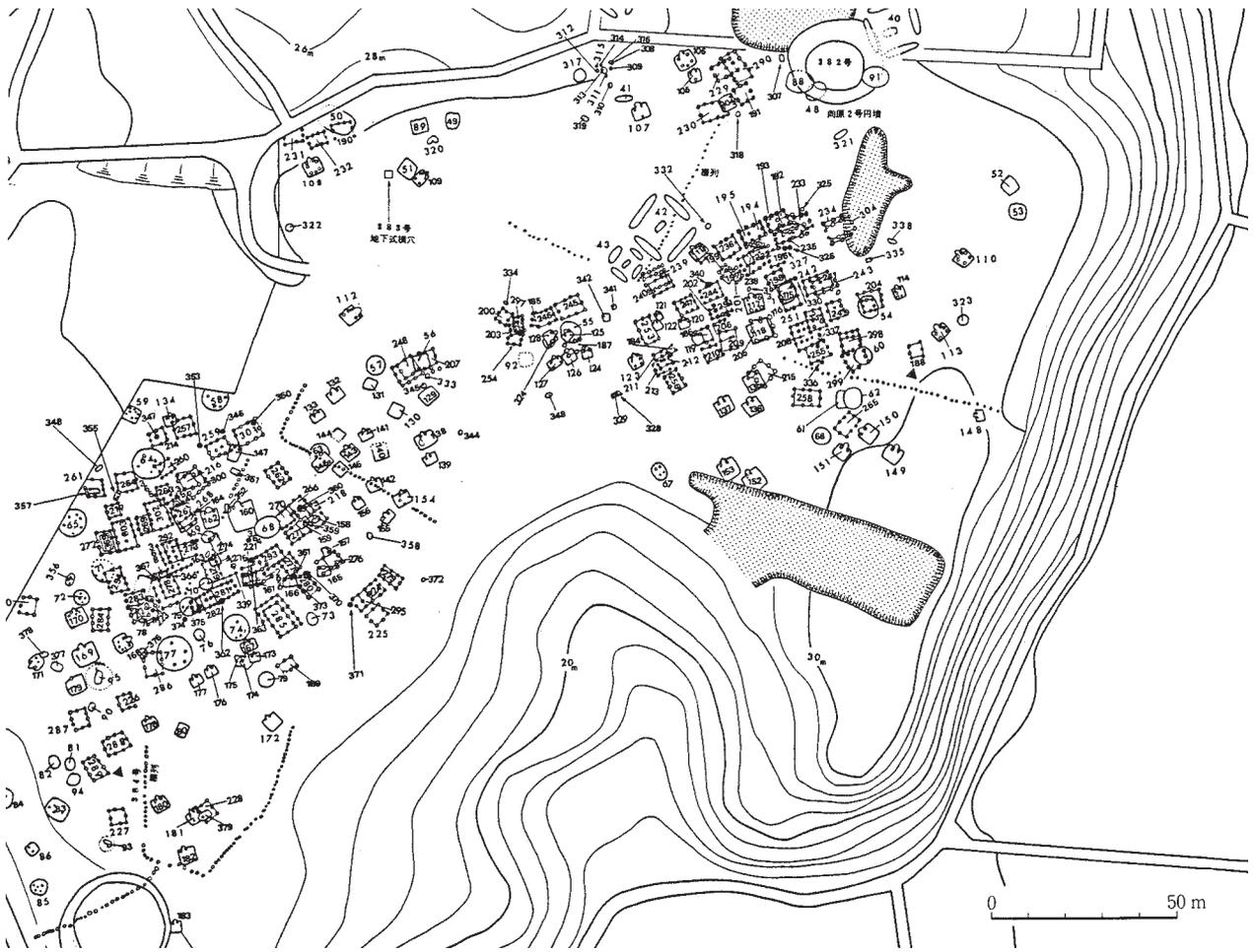
(3) 向原遺跡 (第3図・第5図・第6図) (渋谷ほか
1987、内田2014b)

見つかった奈良・平安時代の竪穴建物の数は88棟、
掘立柱建物は121棟である。調査範囲では掘立柱建物
の数量が竪穴建物よりもかなり多い。掘立柱建物を主
体とする建物群の配置をみると、大きく東西の2群に
分かれる。東やや北側の建物群はかなり崩れているが
「コ」の字状形態にみえなくもない。西やや南側の建
物群もかなり崩れているが、集中地点を巨視的にみれ
ば方形である。

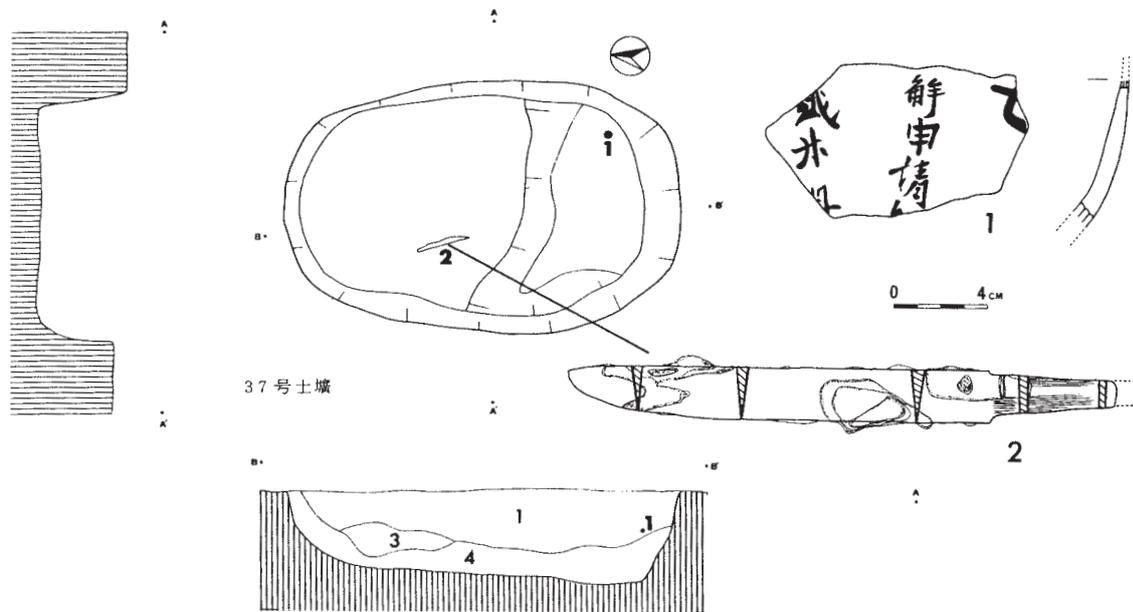
竪穴建物群から出土した遺物の様相から、集落は8
世紀後葉～9世紀代にかけて営まれたとみる。出土遺
物には8世紀中葉以前のものがみられず、集落は大崎
台遺跡から遅れて建設が始まった。すなわち鳥矢郷の
郷(里)家集落は大崎台遺跡から始まったとみるこ
とができる。

掘立柱建物からの出土遺物は少ないが、時期は竪穴
建物群と同様とみる。掘立柱建物の数量は121棟であ
り、竪穴建物の88棟を大きく上回る。また廂付きの建
物が12棟ある。内田理彦が指摘するとおり、竪穴建物
に対する掘立柱建物の割合は掘立柱建物を多くもつ他
遺跡と比べても高い。また廂付きの建物の数量に比べ
て、総柱建物は4棟と少ない(内田2014b)。重量物
を収納する倉庫が少なく、居住用・事務用の建物や軽
貨を収納する倉庫が多いとみる。

土坑も比較的多く見つかった。そのうちのいくつか



第5図 寺崎向原遺跡南部遺構位置図 (渋谷ほか1987文献から転載)



第6図 寺崎向原遺跡341号土坑とその出土遺物 (渋谷ほか1987文献から転載)

は出土遺物から8世紀後葉～9世紀代であり、堅穴建物群と同時期である。

本稿では向原遺跡集落の性格にかかわる内容をもつ341号土坑を報告書から転載・図示した(第6図)。341号土坑は東側の建物集中群のなかの若干の空白地帯に位置する(第5図)。その東方には比較的整然とした配置をもつ主要な建物群があり、西方にも若干の建物集中群がある。土坑の規模は長軸が148cm、短軸が93cm、確認面からの深さ40cmである。長軸はほぼ北方向である。

出土遺物を見ると、中央やや北寄りのところからほぼ完形の短刀が出土した。図には高さの記録がないが、写真ではほぼ底面から出土したように見える。またこの土坑では多文字墨書をもつ土器が出土している。それはこの土坑の南西端で覆土中位から出土した土師器杯⁸⁾で、体部(胴部?)外面に現状で3行にわたる達筆な墨書文字が書かれている。その中央の文字列は「解申請□」である。「申請」の次の文字は遺存が少なく判読不能であるが、申請対象の物件を記したものだろう。左側の文字列は不明瞭であるが、「式升□」と読めるかもしれない。右側の文字は遺存が少なく、判読不明である。中央列の墨書は物品請求にさいして木簡などに記載される文書と同様であり、律令文書様式といえるものである。この墨書が何をどこに申請し、なぜ土師器杯(甕?)に記載されたのかは不明瞭であるが、左側の文字列が「式升」であるならば、米や酒あるいは調味料などを申請した可能性がある。文字の内容から、この墨書は習書とみる。向原遺跡では報告された墨書・刻書土器の出土量が250点程度あって比較的多い。文字資料は一文字のものがほとんどであり、多文字のものはこれのみである。

341号土坑の性格についてはその内容から土坑墓とみられる。なお堅穴建物や掘立柱建物群がかなり近いところにあるが、若干の空白域に位置することから、墓として差し支えないものとみる⁹⁾。多文字墨書土器の様相から、時期は堅穴建物群と同様に、8世紀末～9世紀代とみられる。向原遺跡では348号土坑からも短刀が出土している。なお333号土坑では弥生時代の壺棺墓が見つかっており、出土遺物のないものや341号よりも小規模な土坑については、奈良・平安時代の遺構でないものがあるかもしれない。しかし341号土坑や348号土坑のあり方から、建物群から比較的近いところ、あるいは周囲に土坑墓が存在するとみることができる。

341号土坑出土の墨書土器が遺構にかかわるものならば、被葬者は文書行政に通じた人物の可能性もある。しかし破片であることと出土層位が覆土中位であることから、単なる廃棄や流入によるものであり、遺構とは関わない可能性もある。なおその場合でも、この墨書土器はその文書の内容からそれだけで向原遺跡が鳥矢郷における主要な集落であることを示す資料とみる。

「解申請□」の墨書から、向原遺跡には律令文書行政に通じた郷長級の人物か教養のある僧尼・聖職者が存在した。あるいは郡の書生や役人級の人物が訪れ、律令行政文書にかかわる作業を執行した可能性があるともみる。

この墨書土器の存在と集落の様相から、向原遺跡は成立してからは大崎台遺跡の郷家機能を補佐する性格をもつ集落であったと考える。また9世紀代における向原遺跡の隆盛状況を見ると、郷長の所在が向原遺跡にあった時期が存在する可能性もある。なお集落の時期は8世紀末頃以降が主体であることから、壘田開発に力点があったとみる。郷家集落に加えて有力首長層の居宅を兼ねた集落といえる。後者を重視すれば、いわゆる富豪の輩の拠点の可能性がある集落となる。

ところで大崎台遺跡・向原遺跡については、ともに調査された堅穴建物の数量が非常に多いといえるほどではない。またともに堅穴建物・掘立柱建物群の周辺に方形周溝墓群があり、向原遺跡では古墳時代後期の前方後円墳や円墳もある。古墳や方形周溝墓群の端には堅穴建物や掘立柱建物もあるが、方形周溝墓群のなかには集落が入り込まない。奈良・平安時代集落の人々は先人の墓域と認識し、尊重あるいは忌避によりその場所には集落を建設しなかった。しかしその点を差し引いたとしても、両遺跡には隣接地に未調査地域が存在する。その未調査地域には集落が存在する可能性が高く、両遺跡とも遺構の数量は大きく増加するとみる。

(4) 鳥矢郷の集落と駅戸集落

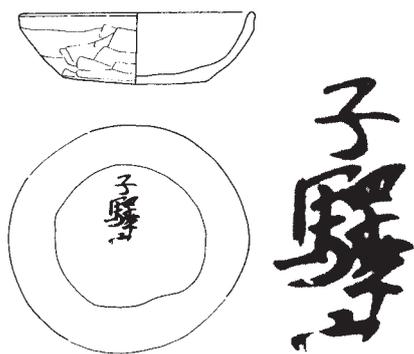
本稿は鳥取駅について触れるものである。ここで駅戸集落について述べる。結論からいうならば、現状で鳥矢郷内と想定される範囲の集落で、明確に駅戸集落と断定できる遺跡は見当たらない。

鳥取駅は東海道本道の付け替えに伴い、山方駅・真敷駅・荒海駅とともに延暦二十四年(805)に廃止となった駅家である。鳥矢郷の郷家集落は郷内に所在する鳥取駅の経営にかかわった可能性はあるとみる。し

かし向原遺跡は8世紀後葉から始まる集落であるため、集落の成立当初は鳥取駅の経営に関わった可能性はあるが、集落が隆盛となる9世紀初頭段階になると、鳥取駅は廃絶した。この点で鳥取駅とのかかわりはかなり薄いといえる。

大崎台遺跡については、鳥取駅の経営にかなりかかわった可能性があるが、物的な証拠がなく、考古学的には断定しがたい。また大崎台遺跡と鳥取駅とは同一郷内であるとしてもかなり距離がある。郷家集落と駅家との関係については全体の動向もふまえてなお今後の課題とし、また今後の研究の進展に期待する。

ここで駅戸集落のあり方の事例として河曲駅の駅戸集落である千葉市観音塚遺跡（白井ほか2004）をとりあげる。観音塚遺跡は奈良・平安時代の拠点集落であり、千葉寺地区遺跡群の一つである。飛鳥時代から平安時代前半にかけて堅穴建物205棟、掘立柱建物22棟ほかが見つかった。奈良時代の290堅穴建物の出土遺物のなかに「子駅家カ」の墨書土器があり（第7図）、考古資料からも駅戸集落と判明した。なおこの「子駅家カ」については北の駅という解釈がある（白井2004ほか・白井2014）。河曲駅比定地は観音塚遺跡の北方にあるためその解釈はあり得る。しかし古代社会では単語を構成する文字順をしばしば逆に表記することがあり（高島2011）、「駅子」が逆になった可能性もあるとみる。いずれにしても観音塚遺跡や隣接する鷲谷津遺跡は河曲駅の主要な駅戸集落である。



第7図 千葉市観音塚遺跡290堅穴建物出土「子駅家カ」墨書土器（土器1/4、文字1/1）（白井2014文献から改図転載）

鳥取駅が存在すると想定される佐倉市木野子・神門周辺の集落、あるいは範囲を広げてその周辺の集落をみわたしても、いまのところ観音塚遺跡のような集落は存在しない。

宮本宮後遺跡では平城I期の畿内産土師器や、畿内産を模倣した土師器が出土しており（宮内2014、飯島2001ほか）、駅路の影響かとみられる様相もうかがえる。しかし現状では掘立柱建物が少なく、観音塚遺跡や鷲谷津遺跡と比べてかなり見劣りがする。駅戸集落のひとつであったかもしれないが、断定しがたい。

なお河曲駅は東海道の支路として東海道本道付け替え後も存続するため、駅戸集落の規模が鳥取駅よりも大きい可能性がある。鳥取駅にかかわる駅戸集落の存在については、なお今後の調査や研究の進展に委ねる。

5 東国の鳥取氏

『和名抄』には鳥矢郷と同じ下総国印旛郡に言美郷という郷名が記載されている。この言美郷について、筆者は現在の印西市大森・平岡・小林の台地周辺に比定している（糸川2018・2019）。言美郷周辺には鳥見（とりみ・とみ）神社が多く存在する。これら鳥見神社の多くは成立したのが江戸時代である（松本2001）から、その分布域を古代のあり方と関連する（阿部1999）とみるのは難しい¹⁰。しかしそのもととなった「鳥見」は『常陸国風土記』における景行天皇国見伝説で、景行天皇が後の常陸国行方郡を眺望した「印波の鳥見丘」によるものであり、古い言葉である。清宮秀賢は「印波の鳥見丘」を印西市平岡・小林地域であると比定している（清宮1905）。このような伝説の地を現在地に比定することは難しいが、地勢からみて有力な候補地の一つである（戸谷2012）。筆者は言美郷の郷名については、和銅六年（713）の好字二字令により「鳥見」から「登美」さらに「言美」という好字に変更されたとみている。

鳥坂が鳥取に関係する名称であるならば、鳥見も鳥取に関係する名称の可能性もある。同郡内に鳥取があること、垂仁天皇・景行天皇の伝説にかかわることなどの共通点もある。もしも鳥見里（郷）に鳥見氏が存在するならば、それは鳥取氏に近い氏族である。

言美郷と鳥矢郷については、郷（里）名やその変遷の想定に「鳥」という文言の共通性がうかがえるが、実態として何らかの関係があるのか、鳥見氏の存在も含めて断定しがたい。今後の課題である。

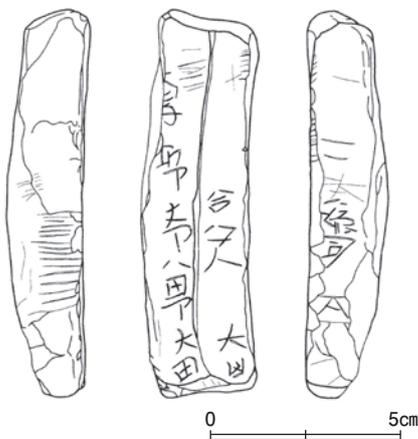
志田諄一は『常陸国風土記』逸文の河内郡の条のなかに、景行天皇が浮島村において伊賀理に鳥を捕獲させ、鳥取という姓を賜与した伝承が記載されていることを考察した（志田1985）。また桃崎有一郎もこの捕鳥伝説の記事をとりあげている。桃崎は景行天皇・垂

仁天皇の捕鳥伝説の共通性ととも、常陸国の捕鳥伝説の場が河内郡であることに着目し、「河内」の名称は河内国の鳥取氏が常陸国に移住したことを契機に成立したと考察した(桃崎2018)¹¹⁾。

次に鳥に関する文字資料をとりあげる。奈良・平安時代の下総・常陸・下野では、概してその出土は少ない。

出土は少ないものの、下総では注目すべき資料が出土している。それは船橋市印内台遺跡第17次調査で出土した刻書砥石である(第8図)(松田ほか1996、平川2017)。砥石は8世紀中葉頃とみられる12号竪穴建物の埋土中から出土したもので、刻書は隣り合う2面に刻まれている。文字は平川南によって判読された。文字の少ない第一面は「□(館または館)司」、文字の多い第二面は中央の界線をはさんで、右側が「合五人 大□(田)×」、左側が「鳥取ア 丈ア 八田ア 大田×」である(平川2017)。平川は第2面の氏姓名について、労働徴発などの人名を列記したものと解釈した。なお共伴土器の歴年代は8世紀まで下るが、ウジ名のみを列記と部を「ア」とする字体から、7世紀後半代の特徴をもつと考察した。また「館司」については、国司の館の雑役などに関わる官司であり、下総国府の「館司」との関連を想定した。

刻書砥石全体を考察した高島英之もこの刻書砥石をとりあげている(高島2023)。高島は鳥取部・丈部・八田部・大田(部)の部姓の氏族名が列挙された資料とし、文字数が多く、記載が全域に及ぶことから、歴名簡、あるいは歴名簿の内容や書式を習書したものと考察した。

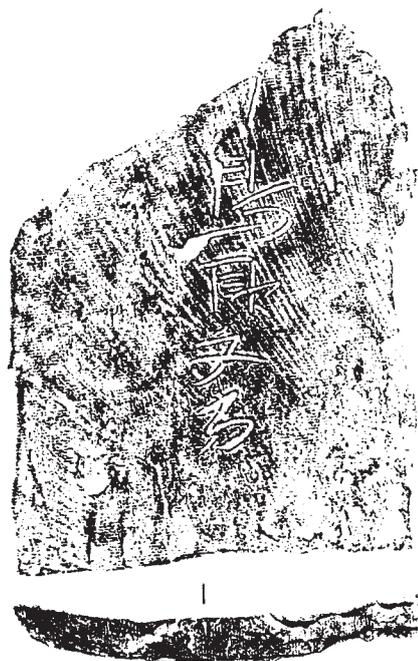


第8図 印内台遺跡第17次調査12号竪穴建物出土の刻書砥石(平川2017文献から転載)

印内台遺跡は下総国葛飾郡栗原郷における主要集落の一つであるが、それにとどまらず下総国府との強い関連がうかがえる集落である。また下総国府から上総国府に向かう東海道支路沿いの集落でもある。下総国においては有数の遺跡であり、このような遺跡から列挙した複数の氏族名および官司名を記載した資料が出土した意義は大きい。

常陸に目を転じると、水戸市台渡里廃寺から出土した文字瓦には、「阿波郷□里鳥□」・「□郷中□里鳥取」・「□里鳥取□」などがある。郷里制の時期に常陸国那珂郡阿波郷に鳥取氏がいたことがわかる資料である(高井1964)。また常陸大宮市小野源氏平遺跡では、9世紀初め頃の竪穴建物から「□鳥取文万」、表採品で「鳥部嶋」とへら書きされた文字瓦が出土している(第9図)(外山1985)。「□鳥取文万」について報告書では「□鳥取部文効」、明治大学古代学研究所による新墨書土器オンライン検索システムでは「□部鳥取文万」と積読されている(2021年9月時点)。しかし「鳥」の前の文字は不明瞭である。台渡里廃寺例から「部」ではなく阿波郷の地名がくると推測する。この遺跡は外山泰久によって、那珂郡阿波郷丈部里に比定されており、台渡里廃寺出土文字瓦の内容と合致する。なお那珂郡阿波郷は下野国に比較的近く、下野の鳥取氏と何らかの関係があるかもしれない。

下野では上神主・茂原官衙遺跡で「鳥」や「鳥」を含む文字瓦が出土しているが、「鳥取」という姓を表



第9図 常陸大宮市小野源氏平遺跡出土文字瓦(1/3)(外山1985文献から転載)

す資料は存在しない。「鏡造 鳥」・「三枝マ 鳥」・「白鳥」・「鳥万」などの資料が出土しているが、それらは姓ではなく、名である。なお「白 鳥」は白鳥ではなく、ほかの文字瓦の事例から人名の「白部鳥（さらに本来は麻呂などが続くともみる）」の省略形である（深谷・前原2015ほか）。一文字のみの「鳥」については名であるのか、姓であるのか断定できないが、上記から名を表す可能性が高いとみる。

おわりに

印内台遺跡の資料により、下総における鳥取（部）氏は少なくとも7世紀後半から存在したことが判明した。この資料により、印播郡鳥矢郷周辺における鳥取氏の存在は考古学的にも補強されたとみる。また印内台遺跡の資料は鳥取氏だけではなく、他氏も列挙されている。そのうちの太田（部）氏の「太田」については、たとえば下総国匝瑳郡に同名の郷名がある。今後は郷長級氏族と郷との関係も問題になると考える。

下総の鳥取氏が下野や常陸の鳥取氏と関係があるかどうかは不明であり、今後の課題である。また本稿では印播郡言美郷に鳥見氏が存在した可能性を言及したが、数が少ないであろう氏族の存在やそのあり方も問題である。

鳥取氏は秀郷母系の主体であり、下野の有力氏族の一つである。この鳥取氏は常陸にも同姓の氏族が存在して台渡里廃寺にかかわった。台渡里廃寺是那珂郡の郡家の一部および那珂郡の郡名を冠した寺院である。下総においても国府近隣の葛飾郡栗原郷において部姓の氏族の存在が判明した。また葛飾郡隣郡の印播郡において、鳥取駅という一つの駅家および鳥矢郷という一つの郷の経営にかかわったことを論述した。

本稿では、鳥取氏のような伝統的な氏族が古くから関東各地に土着して地方の有力氏族となったことを述べた。

謝辞 本稿の執筆にさいしては伊藤弘一氏から多大なご教示をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

注

1 秀郷の群党（盗）的行動は『日本紀略』延喜十六年（916）八月十二日条に記載されており、これが史料上における秀郷の初見である。また『扶桑略記』延長七年（929）五月二十日条でも追捕対象となったことが記されている。軍事貴族である秀郷の群党化については、野口実が詳細に考察している（野口2001）。

2 秀郷流藤原氏の系図については、森公章作成のものを参照した（森2023）。

3 長者山官衙遺跡の様相については伊藤弘一氏からご教示をいただいた。なお長者山官衙遺跡・藻島駅家については筆者の学習不足から詳論できなかった。他日を期したい。

4 里制段階での鳥矢郷の名称は不明である。ここでは便宜的に「鳥矢里」とする。

5 以前、筆者は他の郡郷などの地名が隣接あるいはやや離れた地域にみられる事例について触れたことがある（糸川2019）。本稿ではそれらに加えて上総国山邊郡武射郷の事例をあげる。この「山邊」と「武射」の関係として以下の3通りの考えを示す。

①山邊郡武射郷の郷（里）名を付ける際に隣郡である武射郡の「武射」を採用した。

②武射郷の地は本来「武社」の領域内であったが、武射郡と山邊郡が分立する段階で山邊郡に組み込まれた。

③武射郷の地は当初武射郡内であったが、9世紀後半頃からの山邊郡内における初期荘園開発などの進展にともない、山邊郡内に所属することになった。

なお③案は栗田則久によるものである（栗田2013）。栗田の考察は精緻であるが、筆者は山邊郡の様相について精通していないため、ここでは断定を保留する。いずれにしても郡成立以来、「武射」と「山邊」の地名が互いに相いれない厳格なものではなく、流動性をもつことを示すものとみる。

さらに千葉郡山家郷の「山家」が「やまべ」と読めるならば、隣接する上総国山邊郡と関係する可能性がある。

6 かつて筆者は佐倉市錦木町を鳴矢郷の遺称とみて鳴（鳥）矢郷内とした（糸川2018）が、本稿で訂正する。

7 郷の把握の相違から、本稿では木原論考に対して批判的な言説が多くなった。しかしそれを抜きにすれば木原の酒々井地区の集落についての考察は精緻である。とくに初期荘園関連遺跡の研究には学ぶ点が多い。

8 報告書では杯とされているが、甕の可能性もあるとみる。

9 向原遺跡341号土坑の性格および奈良・平安時代を主体とする墓制全般については、伊藤弘一氏からご教示をいただいた。

10 筆者はかつて阿部寿彦の考察（阿部1999）にしたがい、鳥見神社の分布範囲が言美郷の郷域と関係すると述べた（糸川2018）。しかしその後、松本隆志の論考（松本2001）に接し、古代の領域と「鳥見」の関係については根拠が乏しいという考えに至った。したがって前稿の記述を撤回する。

11 河内郡は下野国にもあり、これも鳥取氏に関係するのかもしれない。しかし常陸国も同様であるが、両国の水域環境にかかわる可能性もある。そのため河内郡の名称が河内国に由来するかどうか断定しがたく、可能性の一つという程度の認識に留める。

引用・参考文献

阿部寿彦1999「神へのまつり」『平成11年度出土遺物展（25周年記念展） 今、古代史がおもしろいー出土文字からさぐる房総の古代ー』（財）千葉県文化財センター

天野努2007「人名記載墨書土器からみた古代房総の地域様相点描—下総国印幡・埴生両郡をめぐって—」『考古学論究—小笠原好彦先生退任記念論集—』小笠原好彦先生退任記念論集刊行会

飯島伸一2001『宮本宮後遺跡B地区（第2次）』（財）印旛郡市文化財センター

猪狩俊哉・大滝駿介2017『東海道常陸路及び長者山官衙遺跡—藻島駅家推定遺跡発掘調査成果報告書—』日立市教育委員会

糸川道行2018「下総国印幡郡言美郷を考える」『研究連絡誌』第79号（公財）千葉県教育振興財団

糸川道行2019「鳴神山遺跡出土「馬牛…」墨書土器と船穂郷」『研究連絡誌』第81号（公財）千葉県教育振興財団

糸川道行2020「奈良・平安時代における東総の集落と郡郷」『研究連絡誌』第83号（公財）千葉県教育振興財団

糸川道行2021「東総の主要集落・郡家と郡郷（上）」『研究連絡誌』第85号（公財）千葉県教育振興財団

糸川道行2023「平将門の乱と交通・物流」『古代』第170号 早稲田大学考古学会

内田理彦2014a「根郷7 六崎大崎台遺跡」『佐倉市史 考古編（資料編）』佐倉市

内田理彦2014b「根郷11 寺崎向原遺跡」『佐倉市史 考古編（資料編）』佐倉市

柿沼修平ほか1985・1986『大崎台遺跡発掘調査報告Ⅰ・Ⅱ』佐倉市大崎台B地区遺跡調査会

木下良1989「上野・下野両国と武蔵国における古代東山道駅伝路の再検討」『栃木史学』第4号 國學院大學栃木短期大學史学会

木原高弘2020「酒々井地区の集落—長隈郷の特性を中心に—」『千葉史学』第76号

栗田則久2013「武射郡衙—嶋戸東遺跡—」『論集「幻の大寺 真行寺」』山武仏教文化研究会

小牧美知枝2014「印幡郡東部と埴生郡の遺跡」『市川市史編さん事業調査報告書 下総国戸籍 遺跡編』市川市文化国際部文化振興課

小林信一2014「下総国と印旛郡の成立」『佐倉市史 考古編（本編）』佐倉市

志田諄一1985「鳥取造」『古代氏族の性格と伝承』雄山閣（初出は1970「鳥取部と鳥養部」『遠藤元男博士還暦記念 日本古代史論叢』）

渋谷興平ほか1987『寺崎遺跡群発掘調査報告書』佐倉市教育委員会・寺崎遺跡群調査会

白井久美子ほか2004『千葉市観音塚遺跡・地藏山遺跡（3）』（財）千葉県文化財センター

白井久美子2014「千葉市域の集落—都川以南を中心に—」『市川市史編さん事業調査報告書 下総国戸籍 遺跡編』市川市文化国際部文化振興課

末木健2022「古代甲斐国山梨郡と八代郡の境界」『山梨県考古学協会誌』第29号

清宮秀堅1905『下総国旧事考』

高井悌三郎1964『常陸台渡廢寺・下総結城八幡瓦窯跡』茨城県

教育委員会

高木市之助ほか校注1960『萬葉集三』岩波書店

高島英之2011「墨書・国書土器の動向からみた律令制下の郡間関係の側面—上野国新田郡と山田郡との事例から—」『研究紀要29』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団

高島英之2023「古代の刻書砥石、刻書権衡の基礎的考察」『研究紀要41』（公財）群馬県埋蔵文化財調査事業団

戸谷敦司2012「印旛地域の水域変化」『考古学論攷Ⅰ』千葉大学文学部考古学研究室

外山泰久1985『常陸源氏平』那珂郡大宮町教育委員会

野口実1982「秀郷流藤原氏の基礎的考察」『坂東武士団の成立と発展』弘生書林

野口実2001『伝説の将軍 藤原秀郷』吉川弘文館

服部昌之1975「古代の直線国境について」『歴史地理学紀要』17 歴史地理学

平川南2017「船橋市印内台遺跡群出土文字資料」『千葉県船橋市印内台遺跡群第11次 船橋市遺跡調査会

深谷昇・前原義之2015『上神主・茂原官衙遺跡Ⅱ』上三川町教育委員会・宇都宮市教育委員会

松田政基ほか1996『千葉県船橋市印内台遺跡第17次発掘調査報告書』山武考古学研究所

松田富美子2005『台方下平Ⅰ遺跡・台方下平Ⅱ遺跡発掘調査概報』（財）印旛郡市文化財センター

松本隆志2001「鳥見神社の謎にせまる」『下総地方史の発掘』同時代社

宮内勝巳2014「和田4 宮本宮後遺跡」『佐倉市史 考古編（資料編）』佐倉市

宮内勝巳2014「和田4 宮本宮後遺跡」『佐倉市史 考古編（資料編）』佐倉市

宮原武夫2001『「万葉集」と房総』『千葉県の歴史 通史編 古代2』千葉県

桃崎有一郎2018『武士の起源を解きあかす—混血する古代、創発される中世』筑摩書房（ちくま新書）

森公章2023『武者から武士へ 兵乱が生んだ新社会集団』吉川弘文館

山路直充2001「房総の駅路」『千葉県の歴史 通史編 古代2』（財）千葉県史料研究財団

山路直充2014「下総国の郡・郷・里・駅家」『市川市史編さん事業調査報告書 下総国戸籍 遺跡編』市川市文化国際部文化振興課

山本昭1987『謎の古代氏族 鳥取氏』大和書房

山本享史2018『平成三十年度企画展 藤原秀郷—源平と並ぶ名門武士団の成立—』栃木県立博物館

吉村武彦2019「下総国葛飾郡の成立」『市川市史 歴史編Ⅲ—まつりごとの展開—』市川市